

## 芳賀赤十字病院移転の候補地の推薦は

**高橋議員** 芳賀赤十字病院の移転候補地の本市から病院側への推薦は、具体的にどのような基準によつて決定されたのか。

**市長** 芳賀赤十字病院建設用地の推薦地についてであるが、芳賀赤十字病院から真岡市内に新病院を建設したい旨の話が芳賀郡市町村会にあり、このことについて芳賀郡市町村会で検討した結果、新病院を真岡市に建設することとし、については本市に候補地選定の依頼があつたところである。

芳賀郡市町村会からは候補地の選定に当たり、一つ目は現在の場所より遠くならないこと、二つ目として真岡線沿線であること、三つ目として交通アクセスしやすい場所であることなどの条件が付されたところである。また、芳賀赤十字病院からは土地の面積が四ヘクタールから五ヘクタール以上の確保が可能であることや、上下水道が整備されていることの要望があつた。

本市では、これらの条件を十分考慮のうえ検討し、いくつかの候



芳賀赤十字病院

## 住宅リフォームの助成制度の新設を

**飯塚議員** 地域経済の向上を図る点で、中小業者や小規模業者の経

営を応援し、特に震災や竜巻被害を受けた建物や壟などへの適用を図り、市民生活環境向上のため住宅リフォーム助成制度を新設してはどうか。

本市では小規模工事等契約希望者登録制度により、五十万円以下の小規模な工事及び修繕等を発注し、受注機会の拡大を図つている。また、真岡商工会議所、のみや商工会では、建設業関係の会員によるリフォーム工房を設立しており、市民が住宅の修繕や改修について安心して相談できる体制づくりと受注機会の拡大を図っている。一方、本市における住宅に関する支援制度としては、木造住宅耐震診断等補助金、木造住宅耐震改修費補助金、障害者住宅改修費給付事業、住宅用太陽光発電システム設置補助金、浄化槽設置補助金、勤労者宅地及び住宅資金利子補給金交付事業などの金融資制度、住宅等災害復旧に係る資金利子補給金交付事業などの施策ごとに助成制度を実施しているので、住宅リフォームの助成制度を設ける考えはない。

なお、住宅等災害復旧に係る資金利子補給金交付事業についても、東日本大震災及び五月六日に発生した竜巻の被害を受けた住宅

等復旧のための借りに対しても五百万円を限度に金利二%以内を最長七年間補助するもので、住宅はもちろん、壟などの附属建物についても幅広く補助対象としている。

**市長** 本市の竜巻灾害は、国の被災者生活再建支援制度の適用が難しい状況であつたため、本市独自の被災者生活再建支援金を全壊・大規模半壊世帯に百万円、半壊世帯に五十万円、昨年の東日本大震災と二重に被災された一部損壊世帯に十万円を支給し、また、真岡市災害見舞金も配付した。一方、栃木県でも全壊世帯に百万円、解体した半壊世帯に百万円、大規模半壊世帯に五十万円の見舞金を支給した。さらに、全壊世帯、半壊世帯には、真岡市に寄せられた竜巻被害義援金及び栃木県義援金が配付されている。

## 支援金の増額を

**飯塚議員** 国の被災者生活再建支援法は上限三百万円支給であるが、本市の竜巻による全壊世帯数は六棟であつたため、十世帯以上の条件に該当しなかつた。このため、市及び県は、それぞれ独自に支給したが、国の支援制度とすれば支給したが、国との支援制度とずれがある。支援金を増額できないいか。

国では、被災者生活再建支援制度の適用要件を緩和する方向で検討されており、県では県と市町で基金を創設し、国の支援制度が適用されずに全壊で建て替えた被災者に對して最大三百万円を支給する栃木県被災者生活再建支援制度の検討がされている。これについては、制度開始が平成二十五年四月を目指とするということである。



竜巻被害を受けた西田井地区

市独自の被災者生活再建支援金の増額は考えていないが、今後も国、県に対し被災者支援の充実を強く働きかけたい。